

## コンプライアンス行動規範

制定 2002年7月24日  
改訂 2008年5月30日

この行動規範の適用対象範囲は、商船三井ロジスティクスの本社、国内支店、海外現地法人、海外駐在勤務の全役員、従業員（含む、出向社員、契約社員、嘱託社員）はもとより、当社に派遣されている派遣社員やアルバイトの方々にもこの内容を充分理解し行動してもらうようお願いします。

### 1. 法令、規則の遵守

- 国内外の法令及び規則等を遵守し、社会規範及び企業倫理に基づき、善良なる管理者としての注意義務を尽くして行動する。

### 2. 人権の尊重及び差別・ハラスメントの禁止

- 人権を尊重し、人権、信条、宗教、国籍、性別、門地、心身の傷害などに基づく差別をしない。
- 各国・地域の文化や習慣等を理解し、調和を図る。
- 性的嫌がらせや相手に不快感を与える性的発言をしない。性的嫌がらせと誤解される行動もしない。

### 3. 守秘義務の遵守

- 会社の秘密情報を許可無く第三者に漏洩したり、不正に使用しない。
- 業務上知り得た顧客、取引先など第三者の秘密情報も会社の秘密情報と同様に扱う。
- 職務に際して、当社及び他社の重要な内部情報を知った場合は、その情報が公表されるまでは、その株式等の売買を行わない（インサイダー取引の禁止）。
- 第三者の保有する秘密情報の不正な取得や使用を行わない。
- コンピュータソフトウェアの無断コピーなど第三者の知的財産権を侵害する行為をしない。

### 4. 公私の峻別及び利益相反行為の禁止

- 会社の利益に反する行為は行わない。
- 会社の資産や経費を会社の利益に反して使用しない。

### 5. 反社会的勢力との対決

- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で対応し、反社会的行為に加担しない。

### 6. 社会的責任を果す

---

- ・国際社会及び地域社会における「良き企業市民」として、より良き社会の実現に向け、積極的な社会貢献に努める。
- ・役員及び管理する立場にある従業員は、様々なステークホルダーの理解及び支持を得られるよう、透明性の高い経営を行う。

#### 7. 環境保全への取り組み

- ・環境関連法規の遵守をはじめ、地球環境の保全に自主的、積極的に取り組む。

#### 8. 顧客・取引先との公正な関係構築

- ・誠実・公正・透明な対応を心がけ、良い信頼関係・良きパートナーとしての関係の構築に努める。
- ・公正かつ自由な競争を維持・促進するための独占禁止法等を含む諸法令及び同様の諸外国法令を遵守する。
- ・取引先等の役職員に対し、社会通念の範囲を越える金銭、贈物、接待その他の経済的利益の供与を行わない。また、取引先等の役職員から社会通念の範囲を越える経済的利益を受領しない。
- ・国内外の公務員に対し、贈賄行為や不正な利益の供与・申し出・約束を行わない。

#### 9. 当社役職員及び関係会社に対する指導・監督

- ・役員及び管理する立場にある従業員は、役職員に対し、本行動基準を誠実に実行するよう指導・監督を行うと共に、当社関係会社及び当社に常駐社員を派遣する業務委託先に対して本行動基準を遵守するよう要請を行う。

#### 10. 違反行為の報告・相談

- ・役職員が、違反行為又は違反行為と思われる行為を発見した場合は、遅滞なく、コンプライアンスオフィサー、コンプライアンス委員会事務局、又は当社コンプライアンス相談窓口（人事総務部人事グループマネジャー）、又は、外部コンプライアンス相談窓口（商船三井内部監査室）に報告、相談し、他の役職員の違反行為を黙認、隠蔽しない。
- ・役職員は違反行為の有無に関する調査・監査に協力する。
- ・調査・監査の結果、違反行為が明らかになった場合、違反者及びその監督責任者に対して、コンプライアンス規程に基づき、懲戒処分を行うことがある。
- ・当社は、違反行為を報告・相談した役職員や調査に協力した役職員の秘密を厳守し、不利益な処遇がなされないことを保証する。

以 上